

武拾主女を刻へ女に又ノ筋を三筋と刻たり
九す幅ノ本縫を増代銀入女にかけ本縫幅とす代銀を同

言曰に女武か

術曰又女にちを幅れすよ刻幅をす長毛層代銀とあらえ、懷七
すようけろり

主又既す幅の本縫長武大又代銀九又け本縫幅す長武の代銀と同

善曰に女へか

術曰九又と二又又又別差又代銀三又六厘毛を幅毛又武す又別
幅毛す長毛又代銀三厘毛又幅八すをかけて長毛又の代銀
武又に至ケリモ又長サ武又けろり

善曰又幅の本縫長武大又の代銀七又九け本縫銀に女又は
幅ハすよりて長毛と同

言曰武大

術曰七又を長武大又又別毛を布て継術毛又毛毛又毛毛
長毛又代銀武又九け法ナテに女を刻たり

○右のどく各術語の怪ヨ募毛を布て継術毛又毛毛又毛
除の敷毛毛又ば自ら毛毛又毛毛又毛毛又毛毛
も紹れて先ナテニ別りのり紹れて後ヨモクム括術毛毛
於是其法を紀ト

幅毛又す長武又九け緒の代銀拾入女

うす幅九す六又長毛又八すの代銀を同

言曰八又をか

術曰幅毛又す長武又をうけす歩三百武拾九け幅九す六
分又長毛又八すをうけ百七十武步八分又九けす拾入女をひあ

三百八十步とて割（筋入を三百六十歩より多く歩の代銀をうる）
にす筋に百九拾八枚（百七十歩六分をうけるを差後へるも）のからくよ三す筋とて投教と同

若曰八百八拾枚

御曰三すうけ合九歩にすとゆけ合十六
歩より百九十八枚（筋をうけたる筋を三十歩をうる）とて割く

武入すぬれ紫三百六十枚（筋をうけたる筋を三十歩をうる）の代銀拾入又よ一て三尺（筋）の

紫百枚の代銀を同

若曰二拾四

御曰武入すとゆけ合三百六十枚（筋をうけたる筋を三十歩をうる）とて
三尺とすぬれ數武す百八十丈（筋）とせ

合入百束（筋）とすりき又とすの数にすとて

先入拾入又とすけ武す百八十丈（筋）とて割く
每三尺をうけ合三尺とすの筋の代銀をうるを推てぬすをうけ合せ金入又とすの数に
百八十丈を計す百八十丈とすぬれ一丈の代銀をうるを度み百八十丈とすの数にあら

幅三す長二間本を通すの挽銀を同

若曰走者武合又重

御曰長武同と幅三すをうけ長を間挽

幅をすの数六十七丈（筋）長三間と幅入すを

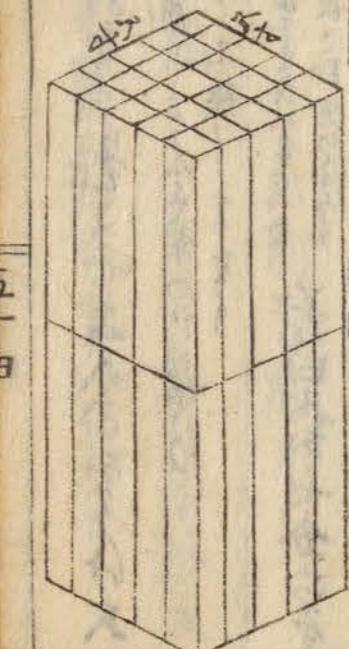
つね挽幅拾入又とすけ武を割（筋と挽幅のうちを割一つの代銀也）
先入又とすをうけると先銀もする

又す角の武間本をか代銀七枚かうてハす角の三間本をか代銀を同

若曰武拾八枚八分

御曰入すをとけ合長武間

そりへすとけ合長三間を



かけます角長を間本面の十武あり是より七本又八分をうけ又十
三分割たり七八八分と八十ニ割をす角をもる本まんの代銀たり

八す角の長三間本六本の内割を間但しもくへまえ八角 善曰又七分六厘
御曰八すをかけ合長三間と六本とうけます又角長を間本拾を半

又分割をとあら長卦間又割たり八す角をうけ合せ長三間と六本とうけ合す
長卦の長をうけます角長を石本卦面半之法よりて又百三十卦本卦を割さまくと二の倍は
もれべ八すハ八分九分もれをうけ合せ六分割を又長三間と六本とうら割を半又分卦を半
をえきうけ合せ一九九もれ卦るとうけて卦なり法よりて割之是を御ちうけ割一九九

○増減之部

一二三トモ増減をもるを外とし
一二四トモ増減をもるを内とし

銀三百七拾八分を外卦割端よりて銀あると問

善曰既而入捨同

銀三百七拾八分を外卦割端よりて銀あると問

善曰既而入捨同

御曰卦割又モと加へま既而入捨同三百七拾八分をかけたる

銀九拾八分と内卦割端よりて銀あると問 善曰而卦捨又

御曰一の内卦割を引余八分を法よりて内捨六分と割たり

銀捨八分又内卦割引うて銀あると問 善曰捨に裏八分

御曰一の内卦割引余八分を法よりて卦割を割たり

内卦割以外そ何割よ當ると問 善曰卦割又分

銀を貫入膏と内に分引うて銀あると問 善曰裏に膏に捨又

御曰一の内に分と引余九分六厘とを費又而因よりけるなり

木を石の跡を石六年アテ跡六年に代の落石を因

吾曰に平

御曰六年に代を石六年アテ刻ナリ

迹圓(木八百八十石積下)是石又ス代ゾの船隻を積木の内
モ渡モ船隻未并居木を因

吾曰居木八面に捨石

船隻未に捨武石

御曰木石又ス又代と加へ法アテ八百八拾武石と刻毛居木ナリ
されヌ又代とウケテ船貨未ナリ

木毛石の代銀に捨又入ナシテ七百武拾石積下木石の船隻
銀武入古アテ積木の因モ船と船隻未居木を因

吾曰居木八百八拾武石又代

船隻三拾七石又平

御曰七百武拾石に捨又入ナシモ船又三拾武費七百ヘ捨又入寢
リテは捨又入ナシ又代又入ナシモ加へ法アテ寢毛刻居木ナリ
それを七百武拾石の因モ引余便未ナリ

船隻百八拾丁て百武拾又は船又は締八十石の千締竹船を因

吾曰六十八行

御曰百武拾又を百武拾又刻内武刻減ナシハ拾又行とのける(蓋
モ而ス於又別毛又の締ハナシナス行ヨリ又三百月モナシ武拾又モ又ナシナ
スルスハナシナク武拾又モ百日モナシモナシナス行ヨリの三百月モナシナシモナシナ
三百月モナシナシナス別ナシナレと云々此後ナリ)

武貰拾固毛竹の水締銀九十九ナシ減武拾固アテ毛竹代銀を因

吾曰九十九

御曰武貰拾固の毛武拾固引武貰固モ行を法アテ銀九十九ナシ
平締(ひいどり)百日代銀にナシ又毛毛又武貰拾固モウケルナリ

○利隻りき之部

銀百両より年々の利子にて元銀を費す毎月の利銀と同

善曰三百日

御曰六ヶ月より年々をうけ元銀の目より六ヶ月の利銀を拾え
それより貰ひて年々をうけ元銀の目より六ヶ月の利銀を拾え

元銀六ヶ月を用ひて年々の利子にて六十ヶ月の利銀を同

善曰に要六面八拾日

御曰一分半又八十日を用ひて拾八両なりこれより元銀六ヶ月

をかけてなりも分の利の元銀百両又三ヶ月も又三ヶ月

をかけてなり三十ヶ月と六ヶ月とをうけらなり

年々割りて年年の利銀入用あり以て元銀を同

善曰此費入而用

御曰又而月を年割りて割元銀元銀百両より年年割り年をうけ利銀を法して利銀をうけるなり之れを法して利銀をうけるなり

元銀年割りを年を割入分の利子にて年年の利銀を同

善曰三百日

御曰年費用より年割入分をうけらなりも割入分の元銀百両より

元銀三ヶ月を年一年割入分の利子にて七ヶ月の利銀と同年一月より年十二月より一年をうけるなり

善曰此面六拾八両耳

御曰年割入分を十二月より年毎月の利銀を要

又年をうけられよ七月と二ヶ月をうけらなり

元銀を年割入分を年を割の利子にて三年の元利を同利又利を加へ

善曰年割入分を年を要

御曰年割入分を加へ一トあるを年割入分を年を要

六百八拾枚をうき毛又一をうけ二年の元利合銀八百拾又一枚
スミレ又一をうけて三年の元利毛をうき

年武割の利うて三年の元利合銀三貫四枚をうき利根を向

若曰五百圓

御曰武割又元一を加へ法うて三貫用を割元根武費五百圓を
又武割をかけて利根をうき

年武割の利うて八年の元利合に費九百七拾六枚六分に度をうき
元根を向 武年四よう 利又利と加

若曰武貫用

御曰武割又元一を加へ毛武と筋毛をかけて合支ににうき又是
をうけ合武の七三六と加りこれも毛を武をうけ二百八十八武とあるを
以てに實九百七拾六枚六分に度と刻をうき 御毛利根毛を武と合毛をうけ合毛をうけ合法うて割ゆ又毛武と毛をうけ合毛をうけ合毛をうけ毛を武をうけてえどうかと毛を法うて割ゆ

根而用は月武又マの利うて元利用毛なる月数を向

若曰八十月

御曰利根百圓を武又の利毛を刻をうき

元根而用と毛月の利根武又うて九ヶ月の元利合せ三百又拾四枚之
叶毛根を向

若曰三百圓

御曰武又は九ヶ月をうけ拾八枚之元百枚を加へ法はて三百半に毛と刻之

元金拾武兩武歩又毛月の利金を半うて元絃三拾贯又八枚
月の利残を向

これを十二ま武歩

若曰三貫文

御曰拾武又は毛月とうけ武歩を加へ元金又拾步法うて元絃三
拾貫又毛月利六百文之毛又三月をうけるなり

元金又三十貫又利金毛と割

月利の利をもと元金三十貫より毎月の利六百文をもと月
にけるを給やるをもと月利を元銀より利根をもとあまは集め
元金三貫拾五文を月の利金をもとすなり元銀に費目九ヶ月の
利銀 年銀而目又走ヶ月の利銀を向

若曰銀百目より日を久くかえりかえり

利銀に而え拾友

御曰武拾友にどうけハ拾歩法にて走歩を割月利をも
式をえ度之毛又九ヶ月をうけ拾友多武がえ度之毛又に費目を掛え

元銀に貫目より月の利銀に而え拾目之令何處走歩の利を向

若曰元金三貫利金を歩

御曰元銀に費目より九ヶ月をうけ三拾六貫目とて而え拾友とて割

元金八拾步とてには割元金をもと

三十六モ月の元銀をもと而え拾友の利

元銀三貫而割拾三友武が年利割不分明一に三年の間

利根をもと元銀をもと

御曰利根あるを向

利根利をもと

若曰走を費目より目

御曰利割又分又元一を加へ走武又から法にて而えと割八拾友と
又而目を加へ又法にて割而に拾に友とからて一日目と加へ又法にて割而九
拾八友武が年と法にて元銀三貫而割拾三友武が年を割をもと

西固とモ武又割是年の元八十文を武又割是年の元六十文を武又割是年の
三年の元八十文を武又割是年の元六十文を武又割是年の元六十文を
毎年走む銀と銀と拂り去る

年利割又分の利よりて每年走費目より三年の間より借入
元銀を向

利の利をもと

若曰三貫四武拾三友武

御曰利割又分又元一を加へ走武又から法にて走費目より
割を費目八拾目と加へ走費目六百目を加へ法にて割又割二而
に走す割を費目六百目を加へ法にて割をもと

○物盛放取之部

走町三平歩 走及三百步

田走町武及八畝あり走及走石八斗代にて分未を回

善曰分未武拾武石八斗

御曰走町武及八畝走石八斗走石八斗をりけるなり

因三及八畝十八歩あり走及走石八斗代にて分未を回

善曰八石三斗武外八合

御曰拾八歩と三十歩より割足分八畝八畝を加へ走石八斗と無るなり

高八万武八三百六十石にツ物盛ふて物盛を回

善曰武一万九百四十四石

御曰八万武八三百六十石より半走石をりけるなり

物盛武万九百四十四石より走石八斗走石三斗よりては未を回

善曰六百武拾八石三斗武外

御曰武万九百四十四石より走石三斗をりけるなり

善曰八石七百八十石

御曰八石三斗武外八合走石八斗含九斗法よりて七百八十七石八斗と刻へ

走石八斗代の分未八石三斗武外八合因數を回

善曰三及八畝十八歩

御曰八石三斗武外八合走石八斗より割三及八畝八分より八三十歩をかけろなり

物盛武万九百四十四石より走石八斗走石三斗よりて高を回

曾浦文正／再版文集已大全

若曰八万武又三百六十石

御曰五万九百石に十石とて割たり

解手の

高又一万武又三百六十石の物盛五万九百石に十石とて物盛の数を同

若曰四つ

御曰五万九百石に十石とて八万武又三百六十石とて割たり

枝形のものス儀との割りを儀つて無儀数と同

若曰十八儀

御曰掃八儀又焉うを儀を加へられ

のがうス儀をうけ三十石を二つも剝

上のあうを儀うれば下の掃とのほりの

数と向ひて何と今八儀のがうス儀をう

枝形の下掃六儀四つ三儀うて無儀数を同

若曰十八儀

御曰下を六儀の内四つ三儀引を儀加

のがうに儀とあら毛又掃四つ合て九儀

工をうけて三十六儀とあら二つも剝へ

三儀を

毛又毛といお儀をうればげのがうも五儀をう

るの内四儀引けのがうに儀をう

枝形のとの四つ三儀登りに儀うて無儀数と同

若曰十八儀

御曰四つ三儀を倍すて登りに儀と加内一儀引上下合之儀

もあらふのがうに儀をうけて二つも剝たり

三儀と加へ

内を儀引余下のもの六儀をうけるとのどより三儀

まへと下合せ九儀とあらをうるものア

う

秋形の下接六儀登りに儀下て秋教を問

言曰十八儀

術曰下接六儀を倍下て登りに儀を引余へま儀か一ト合で九儀とめふのが下に儀とうけてニヨ割ちトシスルのが下を依加シテ二儀下すルヨアリ
六儀を主と不含セ九儀も加ケル

秋形後十八儀登りに儀下て下接

上り兩りを問

若曰上兩り三儀下も六儀

術曰のが下に儀の四を儀引余二十の

若三儀ちり模十八儀を倍下て登り

に儀も刻と下合九儀と内差三儀加へ下のを下す

二ヨ刻との兩りを三儀加へ下のを下す

儀教を問

言曰工箇十八儀

下孫四十八儀

諸三十ニ儀

術曰登三十ニ儀の内差儀引余より下の若三十三儀ちり
を儀を儀みて式る儀を登三十ニ儀そ儀まで割る若
偶うしハ偶又刻若奇うしハ奇又刻うし若奇うしハ奇又
刻五十七儀とめう六十儀とめう若三十三儀を加へ若ニヨ刻
下のを下に十ニ儀と割三十ニ儀を下のを下の四ニ十三儀
引余上の兩り十二儀ちり解不の圖

○雜著一 所謂定加減乘除者解意而題 安入且九章自在術中者也

金を兩よりき石に斗ぐの末に十九石九斗八升代と同

無二金をあ

素曰金三拾八歩武步計朱外銀に及三斗又至

解曰素凡十九石を金代凡石と割代金三十石を金代凡石と

三十五石と一筋て上げ承えと

走歩の承凡石と割代金三十石を金代凡石と

凡石と一筋て上げ承えと

割外本と承七十五丈七十五丈をうけるたゞ

金をあよき石三斗ぐの乗金三歩武步計朱銀に及三斗又至

朱教を同

無二金をあ

素曰尺石八年武升三合

解曰根凡本を六十步割承三十步と正本と是と割

三十步と是と割

代三石をうけるたゞ

金を石の代金三步武升朱東十石代金を同

素曰拾三步武升

解曰金三步を承三十步と割承三十步と正本と是と割

三十步と是と割

と金の承六十步と割

金を石の代金三步武升朱銀に及八石をうけるたゞ

金三拾八歩武步計朱

解曰金を石の金三步を承三十步と割承三十步と正本

三十步と是と割

と金の承六十步と割

六十步と割

素曰三十七石

解曰金を石代金三步を承三十步と割承三十步と正本と是と割

三十步と是と割

と金の承六十步と割

六十步と割

解曰金を石代金三步を承三十步と割承三十步と正本と是と割

三十步と是と割

と金の承六十步と割

六十步と割

ナニテ三十ス余承
百石六十文 金を西代銀
六十を少け余文又
六十文と加へ西
十日法子を割ナリ

本主石の代金差をあく銀又文之割拾石乃代金割拾金を西代
武系と銀又文少ナリテ金差の代銀と同

善曰六拾同

御曰右武系をあく金差と銀又文各式拾石とうけ
金差三十石 又三十石を金差十石と銀又文
銀又文少ナリ 互々減ド
余石を金差十石と銀又文少ナリ 余石を
金差三十石
歩武系 あ下取ナリテ
西國にて金石又拾目少の米に百八十石東國へはナシ 金差を裏
九斗六外少又麥をもじ利金百石ナリ 金差の代銀と同

善曰六拾同

御曰米百石十石を金差の米九斗六外少ナリ
而引余百石法ナリテ米百石十石又金石代銀八十文をうけ
日を法子を割ナリ

銀又拾石貫同代乃東百八十石を東國へき一利金
百石より金差の代銀六拾石少ナリテ金差の米穀
を同 日今 善曰九斗六外少

御曰銀百石十石を金差代銀六十文を割元金四十石
利金と
加へ法ナリテ米百石十石を割ナリ

銀又拾石貫同代の米と東國へき一令差をあふ九斗六外少ナリ
麥拂利金百石あり金差代銀六十石にて米もと同

善曰百八十石

御曰銀武十兩を金莫目を金莫目代銀六千と刻元金一百利令
百八百へ八百金莫目の末九年をうけるたゞり

金拾八百と錢拾七貫文代銀合金貰武百八拾六金莫目
又百錢又貫文ナシテ金莫目錢莫目貫文莫目代銀を問

善曰金六十日 錢拾武百

御曰金ナハ又百錢ナキどうけナ十錢ナセ加ナセ法ナシうカて銀
モ要小而八ナナ足ナカニとナシ刻ナシ錢ナキ貫文莫目代銀ナシ又スモとナシ金莫目代銀
錢拾武百三三文ナシの代金ナシと銀ナシ拾ナシ又スモ原金ナシ代銀
乃ナシ代錢又貫文ナシテ金莫目錢莫目貫文莫目代銀を問

善曰金二拾武百又百 錢拾武百又百

御曰金ナハ又百錢ナキをうけて金ナシ代銀ナシ
ナシスモをうけて金ナシ代銀ナシ

西國ナシ金莫目石ナシ石ナシ年ナナ年ナナ代銀
又ナシ又ナシ石ナシ石ナシ代銀ナシ又ナシ又ナシ金莫目代銀
又ナシ又ナシ金莫目代銀ナシ又ナシ又ナシ金莫目代銀

善曰七百又百拾ナシ

御曰利令三石ナシ又ナシの八年ナナをうけ利東武石宴ナシうカそカあナシ
東モ名の牛ナシ石ナシ牛ナシをうけ余三石ナシとナシ宴ナシとナシ

錢武ナシ又ナシ武ナシの茶ナシ銀ナシ又ナシ武ナシ又ナシて錢ナシ貫文ナシの
代銀ナシ

善曰拾武百

御曰錢ナシ又ナシ茶ナシを刻ナシ茶ナシ代銀ナシ茶ナシとナシ銀ナシ又ナシ茶ナシ代銀ナシ

うて銀三を割二を費文一代銀四)

緒十六又二次菜八十日銀三に上菜八十日次菜三行代銀四
と茶一行代銀二を差三し茶一行銀二黄文一代銀四
茶方武百八十日有

言曰上菜三行武文二緒三拾武文二

御曰緒十六を次菜五そ割三行の武百又十日八法二うて
銀三を上菜五そ割三行の武百又十日八法二うけ上菜三行代銀四
肉内二下一の若三を引余三又二六一をうけ法二そ割緒三費
文代銀二)

緒十六又二次拾文三の菜金三又二次拾三行八分二ナ一緒
を費文代銀二金三行代銀二又二拾文三一金三緒二茶一行

言曰緒拾武文二金三行代銀二菜武文二又一

御曰緒十六を菜五そ割菜三行代銀二
茶走三の菜五又二行代銀三内二調銀一
引余三法二て若三又二六一とうけ法二そ割緒三行
又二を加三金三代銀二走三の菜五又二行代銀三茶一行

○第二

金拾武文二と緒十武費文代銀合八百又拾武文金三行代銀二
緒走費文代銀二に拾九又二金三走費文代銀二内

若三日金三走六拾目二緒走費文代銀二

御曰合銀八百又と十二又二割走費文代銀合七拾二内差銀九百又

引余ニノ刻銭を費支代銀へ差^{レナ}を加へ金を兩の代銀なり
金拾六步代銀より銭六步支代銀ハ八百八拾八文が金を兩代銀
銭を費支代銀に拾八文が金を兩銭を費支代銀を同

苦曰金六拾圓 銭拾武文

創曰差銀^{レナ}又錢^{六モ}をうけ^{ミタ}十八文

差銀^{ハサハ}の内^モ引余^{六モ}寢^モて

金^{六モ}の内^モ引余^十法^モて^{ミタ}と割金

金^{六モ}代銀^{ナリ}内^モ差^{ハサハ}引余^{六モ}銭^{六モ}を費支代銀^{ナリ}

金^{六モ}を費支代銀^{ナリ}金^{六モ}支代銀^{ナリ}銭^{六モ}を費支代銀^{ナリ}

苦曰銭拾武文又^モ 金六拾圓

創曰金^{六モ}を費支代銀^{ハサハ}内^モ差^モ引余^{六モ}法^モして^{ミタ}と

別銭を費支代銀^{ナリ}差^モ加へ金^{六モ}支代銀^{ナリ}解曰^{レナ}七文

モ^モ文代銀不足^{ナリ}あとは^モハ百文の内

モ^モ文引三貫八百文代銀^モはして割^{ナリ}

金^{六モ}三歩の代銀拾三貫^モ而文金^{六モ}の代銀より銭^モを費支代
銀^モに拾七文又^モから金^{六モ}支代銀^{ナリ}銭^モを費支代銀^{ナリ}

苦曰金六拾圓 銭拾武文又^モ

創曰金^{六モ}と^モ三歩を並^{ナシ}て法^モして^{ミタ}と^モ銭^モを割^モと費支代銀

金^{六モ}内^モ差^モ引余^{三貫}法^モして^{ミタ}と^モ差銀^モを割^モと費支代銀

差銀^モを加へ^モ支代銀^{ナリ}解^モの

金九拾八文と^モ銭^モ拾八貫^モ支代銀^モ金^{三モ}圓^モ金^モ支代銀^モ
銭^モを費支代銀ハ又^モ拾八文又^モす^モ金^モを費支代銀^モ

善曰金六拾兩及殘八兩八分

剝曰金九十五兩及銀半兩

八費六百二十兩

口十口金 これを六十六の内

三十口余 そく貴矣

十六文

少て残銀六十兩を加へ百六十口とて剝殘是貴文化代銀と同

銀八十两 そく貴文化代銀なり

金拾八兩と残拾七貫六百文代銀合是三百回金を過と残

を貴文化代銀合七拾五兩八分を貴文化代銀と同

善曰金六拾兩及殘拾五兩八分

剝曰銀七十两 そく貴文化代銀三十兩

三言口余六百三十口と残十八の内

金武拾八兩の代銀少残而記拾貴文化代銀八十拾五兩全

是貴文化代銀少残是貴文化代銀八十拾五兩全

而引余金の代銀なり

善曰金六拾回 残拾五兩

剝曰金八十五兩及銀半兩 そく貴矣

口十口金 これを六十六の内

三十口余 そく貴矣

口十口金 これを六十六の内

三十口余 そく貴矣

毛綿又六百鴻代金百武拾六兩と残九貫八百文銀六兩全

又え毛綿十武瑞半金を貴又残又貴矣うして主處を要